

「租税教育の充実」について

国税庁広報広聴官 市田 浩恩

1. はじめに

平成23年11月16日に、租税教育に関係する3省庁（以下、関係省庁）を代表して文部科学省大臣官房総括審議官、総務省大臣官房審議官（税務担当：自治税務局企画課長が代理出席）及び国税庁次長が国税庁会議室において協議を行い、租税教育推進関係省庁等協議会（以下、中央租推協）が発足し、協議会発足後、第一回協議会が開催された。今後、中央租推協の事務局となる運営委員会の構成員、文部科学省4名（1名代理出席）、総務省1名、国税庁2名の課長も出席し、協議会の会長に国税庁次長、事務局長に国税庁広報広聴官が就任している。

発足総会において、「租税教育の充実」に向けて関係省庁が定期的、継続的に協議することが合意され、発足後の第一回協議会において、文部科学省から教育機関に対して租税教育の充実を推奨する文書を発遣すること、総務省及び国税庁も連携・協調して関係機関に伝達すること、租税教育の実態把握、高校生に対する租税教育の充実策に

ついては継続して協議することが合意された。

さらに、賛助会員として日本税理士会連合会が協議会の運営に参画することも承認されており、まさに官民が連携して社会全体で租税教育の充実に向けて取組んでいく体制がスタートすることとなった。（左下写真）

国税庁草創期の昭和25年1月に高校生向けの租税教育の補助教材を刊行し、国税庁単独で租税教育をスタートして以来、小、中、高校の学習指導要領等に租税に関する記述が登載されるまでに至っているものの、今後、平成23年度税制改正大綱を踏まえて、社会全体で租税教育を一層、充実していくためには、中央租推協を中心に官民連携して取り組んでいくことが必要不可欠となっている。

2. 平成23年度税制改正大綱

中央租推協を発足するに至った経緯、根拠は、平成22年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正大綱である。租税教育については、過去にも政府税制調査会の累次の答申等があったが、今般、初めて「租税教育の充実」について閣議決定がなされたところである。同大綱においては、

- 国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として社会の在り方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要
- 小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育を充実



- 租税教育を担う教員等に対する意識啓発を検討
- 租税教育は社会全体で取り組み、関係省庁及び民間団体が連携

との基本的方向性が打ち出され、閣議決定を踏まえて租税教育の一層の充実に努めていくことが求められている。

3. 租税教育の現状

(1) 租税教育の推進施策の概要

国税庁(以下、当庁)では、従来から児童・生徒等に対する租税教育は、本来は学校教育の中で実施すべきものとの基本的な考え方に立ち、学校教育における租税教育を充実するための支援に努めており、租税教室等への当庁職員等の講師派遣、教員等への租税教育の意識啓発研修の実施、中学校、高等学校の税の作文募集、租税教室用の補助教材の作成等の推進施策を実施してきている。

① 租税教室等への講師派遣

租税教室等への講師派遣に当たっては、当庁職員だけでなく地方税当局、税理士会及び関係民間団体に対しても、講師派遣を依頼している。租税教室の開催割合は、平成22年度で小学校62.6%、中学校31.5%、高等学校22.6%となっている。

(講師派遣件数) (単位: 回)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職 員	13,127	12,784	12,296	10,082	8,867
職員以外	6,672	8,293	10,482	11,351	13,614
合 計	19,799	21,077	22,778	21,433	22,481

② 教員等への意識啓発研修

学校の授業での租税教育が充実されるよう、学校教育関係者に租税教育の重要性を認識させること及び税に関する知識を深めることを目的に、国税局の幹部等が講師を行うセミナーを開催しているが、一部国税局における実施にとどまっている。教員等に対する研修会は各地の教育委員会等が主催して実施されているが、当該研修会への講師派遣は、ほとんど行われていない。

③ 税の作文募集

高校生を対象に昭和37年度から全国の高等学校の協力を得て税に関する作文の募集を行っており、優秀作品には国税庁長官賞(12編)等を贈呈している。作文の応募校数・応募編数は租税教室の開催校数・受講者数よりも多く、重要な推進施策の一つとなっている。また、中学生を対象とした「税についての作文」は、昭和42年度から全国納税貯蓄組合連合会主催(平成3年から国税庁後援)で募集を行い、優秀作品には総理大臣賞等が贈呈されている。平成20年度から当庁との共催により実施している。

(作文応募件数)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
高校生の応募件数	141,703	144,814	152,368	163,134	173,930
中学生の応募件数	463,237	476,753	512,663	542,889	543,736

④ 租税教育の補助教材作成

租税教育の補助教材は、昭和25年の高校生向けの租税教育の教材「租税教室」、児童向け納税童話集「不思議な国の冒険」、農村青年団員向け「納税演劇脚本集」の刊行を嚆矢とし、現在は全国の県レベルの租税教育推進協議会を中心に地域に密着した内容の補助教材を継続的、定期的に作成する体制となっている。

(2) 租税教育推進体制の推移

昭和33年に熊本県租税教育委嘱校連絡協議会(現熊本県租税教育推進協議会)が発足されて以来、全国で教育関係者、地方税、国税の租税教育関係者が連携・協調して県単位、市区町村単位で租税教育推進協議会が設立され、同協議会を中心に租税教育の充実が図られる体制となっている。

平成3年には国税庁から文部省、自治省に県単位の租税教育推進協議会の全都道府県での設立への協力を依頼した結果、平成6年5月30日の福岡県租税教育推進協議会の発足をもって全47都道府県において県単位の協議会が発足している。市区町村単位の協議会(以下、地方租推協)については、平成23年3月末現在で738会が活動している。(資料1)

(3) 文部科学省との連携

教育行政は文部科学省の所管であるため、学校教育における租税教育の充実に直接的な効果があると思われる学習指導要領等については、昭和38年以来、断続的に、国税庁長官から文部事務次官に記載内容を充実するよう要望してきている。昭和43年に初めて小学校の学習指導要領に「納税の義務」に関して記載され、昭和44年に中学校、昭和53年には高等学校の学習指導要領にも記載された。その結果、小、中、高校の学習指導要領等に「租税の役割など」又は「租税の意義と役割」が盛り込まれ、文部科学省と連携を図りながら教科書協会等にも働きかけた結果、小・中・高校の教科書に租税に関する記述が記載されるに至っている。

4. 租税教育の充実に当たっての検討課題

過去の当庁職員の努力、地方税及び関係民間団体等の協力により、租税教室の開催件数、税の作文の提出件数は相当数に達している一方で、以下の問題等が指摘されている。

- ① 当庁職員の租税教室等への講師派遣は限界に達しつつあり、税理士会、法人会等の支援を受けて件数を維持している状況となっている。
- ② 学校における租税教育は一義的には学校の判断に委ねられているが、教育行政の所管は文部科学省であり、当庁の影響力には限界がある。
- ③ 高等教育機関である大学、専修学校は専門性や自治が強く、初等中等教育(小、中、高)の実際の運営は地方自治体が行っており、文部科学省の指導監督にも限界がある。(資料2)
- ④ 高校は授業時間に余裕が無く、大学等の高等

(資料1)

平成22年度租税教育推進協議会の状況

(単位：会)

単位 国税局	協 議 会 数						合計
	府県単位	郡単位	市町村単位	区単位	署単位	その他	
札幌	1	0	145	0	5	0	151
仙台	6	0	2	0	48	0	56
関東信越	6	2	68	0	41	1	118
東京	4	3	65	23	11	6	112
金沢	3	1	41	0	2	1	48
名古屋	4	0	1	0	32	0	37
大阪	6	0	4	5	76	0	91
広島	5	2	33	0	12	1	53
高松	4	0	6	0	25	0	35
福岡	3	0	11	0	18	0	32
熊本	4	3	1	0	33	0	41
沖縄	1	0	8	0	2	0	11
合 計	47	11	385	28	305	9	785
前年度 (平成22年 3月現在)	47	15	387	28	307	3	787

(注) 1 平成23年3月31日現在の数である。

2 協議会数には、租税教育研究会連合会や租税教育推進懇談会等の数を含む。

教育機関は自前で専門的で高度な授業を実施しているため、租税教育を実施するハードルが高い。

- ⑤ 今まで租税教育の現場で関係諸機関等が連携・協調する役割を担ってきた地方租推協の運営は全国共通の方針が無く、区々となっている。
- ⑥ 国レベルで関係省庁等が連携・協調して継続的に租税教育を充実していく体制は未整備となっている。

5. 租税教育推進体制の在り方

(1) 継続的な連携・協調

今般の税制改正大綱で閣議決定された「国民の健全な納税者意識」を醸成するためには、小学生

(資料2)

教育行政の権限規定等の概要

教育機関区分		授業内容の根拠法	学習指導要領等	教科書等への租税関係の記載状況	文部科学省の指示命令権の根拠法等	教育委員会の関与の程度
小学校	児童	学校教育法施行規則第52条	20.3.28 文部科学省告示第27号	〔第6学年：社会〕 2 内容(2)イ 日本国憲法、国民としての権利及び義務など 3 内容の取扱い 租税の役割、納税の義務など	文部科学省設置法第4条8～11	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第3章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限 第23条(教育委員会) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
	教師		学習指導要領解説(20.6文部科学省作成)			
中学校	生徒	学校教育法施行規則第74条	20.3.28 文部科学省告示第28号	〔第3学年：公民的分野〕 2 内容(2)私たちと経済 イ 国民の生活と政府の役割 ・ 財源の確保と配分の観点 ・ 租税の意義と役割、納税の義務	文部科学省設置法第4条8～11	
	教師		学習指導要領解説(20.7文部科学省作成)			
普通 高等学校	生徒	学校教育法施行規則第84条	21.3.9 文部科学省告示第34号 (現代社会・政治経済・倫理からの選択)	〔現代社会〕 2 内容(2)エ 市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。 ※「倫理」には租税の記載無し。	文部科学省設置法第4条15～18、26	
	教師					
商業 高等学校	生徒		学習指導要領解説(21.12文部科学省作成)	〔政治・経済〕 2 内容(2)ア 経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、・・・		
	教師					
工業 高等学校	生徒					
	教師					
専修学校	生徒	学校教育法施行規則第180条	51.10.22文部省令第2号 専修学校設置基準第8条		文部科学省設置法第4条23～24	
	教師等					
大 学	教養学部	学校教育法施行規則第142条	31.10.22文部省令第28号 大学設置基準第19条		文部科学省設置法第4条15～19、25	
	文科系					
	理科系					

※ 私立学校については、教育基本法8条に私立学校教育の振興に努める旨掲げられているほか、私立学校法第2条に「『学校』とは、学校教育法第1条に規定する学校をいう」とされており、組織及び運営に関して教育基本法に準じた取扱いがなされている。また、文部科学省設置法第4条28に文部科学省の事務所掌として、私立学校の運営等に関して指導、助言及び勧告することが規定されている。

から社会人に至る国民各層に対し、学校教育を中心として継続的、段階的に取り組んでいくことが不可欠となる。(資料3)

ただし、当庁は教育行政を所管していないため、原則として文部科学省が学習指導要領等に基づいて学校等で実施し、当庁は実務的、専門的知見に基づいて学校等における租税教育を補完、支援する等の役割分担により、関係省庁が連帯責任で租税教育を実施することが現実的対応と思われる。なお、全国の膨大な教育機関、教育関係者等に閣議決定された「租税教育の充実」

意識が一朝一夕に浸透することは考えがたく、PDCAサイクルに基づいて継続的に関係省庁等が連携しつつ取り組むことが求められることとなる。

※平成22年度の学校数は、小学校22,000、中学校10,815、高等学校5,116、専門学校4,807、短大395、大学778となっている。

(2) 関係省庁等の情報の共有化

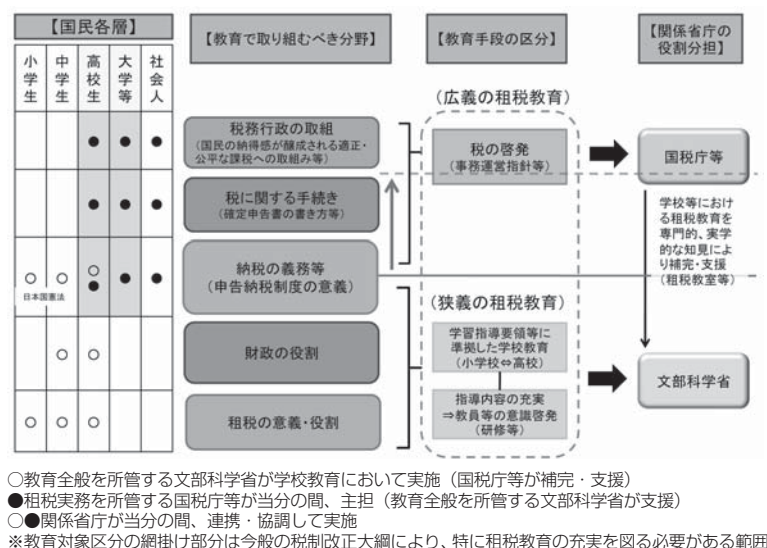
今まで当庁と文部科学省は学習指導要領の改定時期に合わせて協議をしてきたため、最長で10年近い没交渉の時期があった。今般の閣議決定を受けた協議過程において、租税教育の充実状況に関する当庁と文部科学省の認識や計数の把握等で若干の齟齬等があったことが浮かび上がっており、「租税教育の充実」を着実かつ円滑に推進するためには、関係省庁等が恒常的に情報、認識の共有化に努めていくことが必要不可欠と実感したところである。

6. 租税教育推進体制の充実・強化

今後、こうした租税教育の現状、検討課題等を踏まえて租税教育を充実するためには、単発的な指示文書等の発遣に終わることなく、「租税教育

(資料3)

「租税教育の充実」体系 (イメージ)



の充実」状況を検証して問題意識を共有し、継続的に租税教育を推進する体制を整備することで関係省庁が合意するに至った。

ただし、全国の膨大な教育機関等をフォローする体制を短期間で新規に導入することは困難であり、既に教育現場に密着して租税教育を推進している地方租推協を中心とした体制を強化、活用することが効率的、効果的と考えられたため、平成23年10月に国税庁長官から文部科学事務次官に継続的な協議体制構築への協力を要請し、本稿冒頭でもお伝えした中央租推協を発足する運びとなった。

中央租推協においては、租税教育の全国に共通する基本方針等を関係省庁が確認・合意し、合意された基本方針等が全国の租税教育関係者、地方租推協の活動に反映されるよう、関係省庁の責任において所掌する関係機関等に指示または助言等をする枠組みとなっている。(資料4)

中央租推協の基本方針等を踏まえ、平成23年12月12日に文部科学省から初等中等教育局長、高等教育局長、生涯学習政策局長の3局長連名で県知事等へ、12月19日に総務省自治税務局企画課長から県総務部長等へ、租税教育を推奨する文書等が初めて発遣された。

7. 中央租推協運営体制の概要

中央租推協の運営は、当庁の租税教育の事務運営と密接に連動し、PDCAサイクルを念頭において、概ね以下の内容で実施することを予定している。

① 中央租推協総会（原則として年1回、3月下旬～5月上旬開催）

租税教育の推進状況等を踏まえて、基本方針について協議・確認

② 運営委員会（年2回程度開催）

イ 中間検討会（11月頃開催）

前事務年度（4～3月）の確定データや問題点を抽出の上、翌事務年度の基本方針案となる協議事項の検討を開始

ロ 年度検討会（3月～4月開催）

進行年度の租税教育推進状況の年間仮集計データを報告し、あわせて中間検討会以降の検討結果を踏まえた基本方針（案）を協議、策定

③ 関係民間団体等との連携（賛助会員）

閣議決定にある高校、大学等の段階における租税教育を充実するためには、税の専門家である税理士の協力が不可欠となることから、日本税理士会連合会が協議会の賛助会員として参画することとなり（日本税理士会連合会会長以下4名を登録する予定）、閣議決定

で提言された官民連携して租税教育に取り組む体制となっている。

8. おわりに

中央租推協は、閣議決定（税制改正大綱）を踏まえた「租税教育の基本方針」の策定に向けた合意形成プロセスの枢要部分について関係省庁が合意、明文化した「会則」に基づいて運営されることとなる。法令等の根拠に基づき設置された組織体ではなく、行政上の決定権限、合意した基本方針に基づいて関係省庁等や地方租推協を直接、指導監督する権限等は付与されていない。

従って、中央租推協で合意した基本方針等を関係省庁の所管行政に反映させ、全国の租税教育関係者、地方租推協等を通して教育の現場に浸透させていくためには、関係省庁において、基本方針等を踏まえた指示通達等を関係省庁固有の基本方針として別途、機関決定する手続が必要となっている。

未だ隔靴搔痒感に残るものの、租税教育の充実に必要な行政権限、教科書、補助教材、教育施設、従事人員等の重要リソースが国、地方に分散し、一元的に所管する官庁が存在しないという構造的な制約や、租税教育がスタートした当初は当庁職員が孤軍奮闘し、徐々に関係者の協力を得て、現在の租税教育の水準に到達するまでに至った過去

の経緯に鑑みると、今般の中央租推協の発足と、文部科学省から全国の関係者への推奨文書の発遣には大きな意義があるものと考えている。

当庁としても、平成23年度税制改正大綱において決定された方向性が円滑かつ効果的に実現されるように関係省庁等との連携・協調を不断に図ってまいりたい。（文中、意見、感想にわたる部分は、個人としての見解である。）

（資料4） 「租税教育の充実」推進体制（イメージ図）

